

第 27 回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 8 月 26 日 (月) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 38 分
- 2 場 所 湯河原町町役場 第 2 庁舎 3 階 第 1 ～第 3 会議室
- 3 出席者 農業委員 議長 外 5 名
出席を求めた農地利用最適化推進委員 2 名 (欠席：第 3 区域)
- 4 本日の議案は議事録に編集のとおりである
- 5 本日の書記は下記のとおりである
菊地照忠 (事務局職員任免)
- 6 議 事

事務局長	皆さんこんにちは。 定刻となりましたので、第 27 回農業委員会の総会を開会したいと思います。 議案が 3 件ありますので、よろしくお願いします。 それでは議長お願いします。
議長	皆さんこんにちは。お暑い中ですね。連日、熱中症警戒アラートが発生、発表されております。 外で仕事をすることも多いと思いますが熱中症に十分に気をつけていただきたいと思います。 今日は議案は三つございます。 スピーディーな進行でよろしくお願いしたいと思います。 それから本日は農業委員がですね。4 名欠席ということで、10 名中 6 名出席ということでございます。 農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び町ですね、農業委員会会議規則第 6 条で、総会はその委員の過半数が出席しなければ開くことができないとなっておりますということで、6 名ですと、これギリギリでございます。5 人だと成立しませんので今回はギリギリということで次回以降もですね。皆様ぜひご協力いただきましてご出席のほどよろしくお願いをしたいと思います。 それでは本日の議事録署名委員の指名でございますが 1 番委員、4 番委員の 2 人をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。 それでは議事に移りたいと思います。(1)非農地証明について日程第 1 議案第 66 号について、事務局で説明をお願いします。

事務局	日程番号 1 議案番号 66、非農地証明願の証明について説明いたします（事務局説明）。 ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	それではこの件について現地調査された、6 番委員、報告をお願いします。
6 番委員	先週の月曜日の日、午後から私と 5 番委員、そして第 1 区域委員と 3 人で、午後より現地の方確認に行ってまいりました。お手許の資料にも写真にも載ってますように、あの倉庫というかみかん小屋というか、そのような形に転用してありまして、最後には農作業には使っておられるんじゃないかなというような感じです。 その手前の方にも畑がありますが綺麗に管理されていまして、農地から勝手に小屋を建てちゃったのかなっていう感じということで見受けられましたので、皆さんの方のご判断の方よろしく願います。以上です。
議長	この件について何かご質問等ある方はお願いします。 私の方から。この土地資料によると第 2 種農地ということですが。2 種のうちでこういうふうに建っているところの非農地証明は出すことができるんですか。確認なんですが。
事務局	議長からの質問ですけれども、非農地証明として出すことができます。
議長	2 種農地でもね。はい、わかりました。 他に何かご質問ある方いらっしゃいますか。 よろしいですか。 6 番委員、ちょっと私聞き損ねたかもしれないんですけど、この土地の周辺がちょっとわからないんですけど。 これ非農地証明ということで、なんか建物とか建ったりして、何か今後の農地がなくなったときに、何か周りの農地への影響ってのはありますか。
6 番委員	そういう懸念はまずないと思います。 もう本当に奥の方は原野に近くなってますので、追い止まりみたいなところですよ。
議長	わかりました。他に何かご質問ある方いらっしゃいますか。 それでは無いようですので、採決を取りたいと思います。議案第 66 号について、非農地証明について、これを出すことについて賛成の方は挙手をお願いします。

全員	賛成
議長	ありがとうございました。全員挙手ということで、この申請は証明を出すことに決定いたしました。 続いて、(2) 議案第 67 号、雑種地の非農地証明について事務局より説明をお願いします。
事務局	日程番号 2、議案番号 67、非農地証明願の申請について説明します（事務局説明）。 ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	それではこの件についても 6 番委員の方で調査をされましたので、ご報告をお願いします。
6 番委員	この案件につきましても、先週の月曜日の日、午後から私と 5 番委員、そして第 1 区域委員と 3 人で、現地の方を確認させていただきました。 場所は宮下の花咲分譲地というところがございまして、その奥の突き当りのところに、向山窯という焼き物をやっている窯があります。その本当の突き当たりになります。現状行きましたら、道路の突き当たりなんですけども、ジャングルのようになってまして、原生林に入ってるような形で、とてもじゃないけど、農地とは言えないような形になっていて、これ非農地ではないのかなっていうような解釈を受けました。ご判断の方を皆さんでよろしくお願ひしたいと思ひます。
議長	わかりました。 何かこの件についてご質問等あればお願ひしたいと思ひます。 私の方から質問、さっきちょっとこの方の住民票などがあって、住民票の記載等本人の申請のそれがちょっと違うっていうかね。転居して現在新しい [] ということですよ。ただ住民票の記載がちょっとそこは違うんだよ。
事務局	3 枚続けて。お目通ししていただければ。
議長	10 ページか。 []、これか。わかりました。 私、もう 1 回質問で。これは売買をして取得をしたということで、議案の 67 号と書いてあるやつの裏側の 2 枚目の。非農地証明願についていう、下の方に右下の方に申請の目的の下の方に、譲受人、譲渡人、許可年月日等が書いてある。これは当時の農地転用のことを書いてあるんですよ。

事務局	その通りです。
議長	これ譲受人、 さん、 譲渡人、 、逆ではないですか。
事務局	事務局で訂正させてください。
議長	逆ですよ。ね。 譲渡人が さん外 7 名、譲受人が さん、今回の申請者ということですのでよろしいですね。はい、わかりました。47 年当時、登記したのいつだった。ちょっと後かもしれない。
事務局	48 年です。
議長	この さんっていう方は、その当時農家だったんですかね。
事務局	代理人から聴取したところですね。申請人は蕎麦屋の店主でした。当時、 様の方からどうしても購入してほしいという願いから さん本人もですね。現地を 1 回も見ず、言われるままにですね。 様に申請を託し、現在に至ったと。全く住居を建てずに。どうしても転用目的通り 50 年経っても無理だとおっしゃられていた。
議長	これは売買して登記した時に、 さんがお蕎麦屋さんで農家じゃなかったんだけども売買して登記ができたんですね。農地としてね。それは登記所の問題になるかもしれない。
事務局	これは当時の昭和 47 年の 5 条で取得を目的に行っていますので、3 条ではなく、5 条ですので、住宅 1 棟を建てるという目的で申請許可を受けています。履行しなかっただけです。5 条の申請です。
議長	申請はしている。登記のほうには、今で言うと、現在登記できないじゃない。非農家の人だね。転用の許可が下りた。下りていてもよ。でも登記できないじゃないの。
事務局	農地法第 5 条でございますので、非農家でも住居を求めたいとなれば、当時および現在に至るまで可能でございます。
議長	地目の変更しないで、登記しちゃったんだね。畑のまんま。今回、非農地証明が出てくるんだけど。
事務局	2 ページのですね。土地登記簿謄本に書いてあるとおり、原因が昭和 48 年 1 月 5 日売買により、登記に対しましては、議案の下段に書いてありますとおり、許可年月日、昭和 47 年 11 月 27 日、許可番号、第 5-1147 号、許可書が発行されておりましたので、その許可書本物を売買による理由として所有権移転登記が出されたと思います。

議長	これ 40 その当時あと 47 年の 11 月に許可が出てるでしょ。この登記してんのは 48 年 1 月でしょ。つまりその当時の話だしね。けれどもこの売買した、買った田代さんが、この当時転用許可が出ているんだから、売買するときに本来であれば、宅地化そして登記すればよかったんだよね。
事務局	議長、すみません。台帳地目、畑でございまして、申請とかの段階でも畑でございまして。申請に対する転用目的の通り履行が終わって、工事完了報告書なるものが農業委員会等に出された後、現場を確認し転用事実確認願の証明書があれば宅地に変わります。
議長	この時はまだ、畑だから。だから畑ですよ。
事務局	所有権移転は許可書のみでも出来ます。地目の変更はできません。但し、登記官がその申請者から家が建った後、農業委員会を通さず、土地地目変更登記を現況のあったという証拠があれば、その時には先程の許可書が必ず必要となります。
議長	わかりました。 この申請地だけ雑種地になっているんだね。町のほうがね。
事務局	こちらにつきましては農業委員会から離れまして、現在の税務収納課という。変わりますけれども、転用申請行為があった後、現況が着手、未着手を含めまして、税務収納課の判断となります。
議長	わかりました。 他に何かご質問ご意見のある方は。特にないですか。それではご質問ご意見等ないですので、採決に移りたいと思います。日程第 2 議案第 67 号雑種地の非農地証明について賛成をされる方は挙手をお願いしたいと思います。
全員	賛成
議長	ありがとうございました。全員賛成ということで。証明を出すことに決定をいたしました。 続いて日程第 3 議案番号第 68 号、自己住宅の許可申請についてお願いをしたいと思います。
事務局	日程番号 3 議案番号 68 号農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について説明します（事務局説明）。 ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	この件について現地調査をされた 1 番委員から報告をお願いします。

1 番委員	18 日にですね。10 番委員と第 3 地域委員と現地を見て参りました。場所はですね。鍛冶屋方面から行きますと、 がありまして、その農道ですかね。200m ぐらい行ったところに、この場所がありまして、南側には 2 件家がありまして、東側はこの洗頭川という川が流れていまして、北側はですね。梅の木と柿の木が植わっているようになっています。約 70 坪ぐらいです。 除草剤を撒いたような分かんないですけど、木も切られておりまして、きちんとされて、北側洗頭川は擁壁かなんか作られ多分崩れない。そういうところを見てまいりましたけれども、買い手、 さんですか。現在住んでおられるところが約 55 年経っているの、土地を購入したいということで、問題ないという判断をしました。ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	この件について何かご質問、ご意見等ある方をお願いしたいと思います。 私の方から質問を。この土地第 1 種農地ということで、第 2 種農地と、周りにね。いつだったか分からないですけど、住宅もあるような場所になっている訳なんですけれども、1 種農地がこういう風に住宅に転用できる根拠っていうのは、よくわからないんですけども、県の審査基準で第 1 種農地については原則として許可しないってなっているんですけども、ただ例外こういう場合は許可できますよって書いてあるんですが、この場合、ちょっとそこのところの何故許可できるのかって説明が例外としてね。転用できるかっていう説明をちょっと分かりにくかったので、もう一度説明をお願いしたいと思います。
事務局	皆様すみません申請書 4 ページ、冒頭に説明しました赤色真ん中ぐらいのところが申請地でこちらに対して右手下側、道路なりに下側に行きますと、数十件の建物、分譲地が建っております。数字の通し番号 4 って書いてあるのが、左、真横、そのすぐ右側に赤い字で前栗場、その前栗場から右手下側に住宅が連なった形で道路際に申請地のほうに向かっていると思います。こちらが集団的に当てられた建物ということになります。説明のほうに入ります。先程、議長が言われたとおり、第 1 種農地は原則として許可しない。変わらないです。但し、次のいずれかに該当する場合、例外的に許可することができます。本件につきましては、指針を参照しますと、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものも転用できる。 立地基準の緩和に伴い、甲種又は第 1 種農地の例外的許可事由であっても、農家住宅及び農家住宅以外の住宅の双方に転用できるように改正されております。 居住者の態様にかかわらず、住宅が集落の形成に通常必要なものであるとして、甲種又は第 1 種農地であっても転用可能と解釈されるため、農家住宅以外も転用できるように例外的に許可条件が定められています。

	但し、転用申請が住宅に該当したとしても、集落接続及び不代替性の要件を満たさない限り、立地基準上許可できないことに留意する必要があります。この件について、県の担当者へ事前に確認しており、申請可能と伺っております。 説明を終わります。
議長	ということでその立地基準みたいなものは合っているよと。この方は他に代替地としてあるかないかということで、この方の持っている何筆か自己住宅だとかアパートだの、駐車場だの、それぞれ持っていると、こういうふうに使えませんよ。だから、自分の持ってる土地では駄目なんです。建てられる場所がありませんよ。だから、別のところを求めて今回このところを選んだと、そんな意味でよろしいですね。
事務局	今、議長のおっしゃる通りです。 先程、ご説明させていただきました自己所有地が選べなかったということで、14 ページおよび 23 から 25 ページの資料を基に、何度が農業委員会事務局と県の担当者とやり取りして、どうしても、新築を自己所有地で建てることは不可能であるということで、こちらの農地でも建ててもいいかどうかということで、第 1 種農地である物件であるけれども、先程の許可基準の理由がああって申請に至った。こちらにつきましては、約 3 ヶ月程、事務局と県で調整し、ここまで辿り着きました。
議長	説明ありました。自己住宅、現在住んでおられるところも、私もその家に何回か別件でこれまで伺ったことがあって、道路から斜面、すごい土地が下がってるんですね。だから階段で下りて行かないと、母屋の、自分の家、部屋にたどり着けないようなところで、確かに高齢化により、そういった斜面に降りていくっていうのは大変だし、現在も上のほうが駐車場だし、道路と平らなところに車を置いたりしてるんですけど、建て替えるときに、莫大なお金も多分かかるだろうし、そんな急斜面のところに建てていることってのは、なかなか、建て替えるってことは大変だろうと、私もそういうふうに感じるところでございます。 皆様の方から何かご質問なりご意見ありますか。県の方でも事前に見てもらったりして、こうなれば申請できるということですので、第 1 種農地とはいえ、事前に県とも調整して、これなら大丈夫だろうということで見えていただいているということだそうでございます。何かご意見ご質問等ありますか。よろしいですか。 では、意見ご質問等ないようですので、採決に移りたいと思います。日程第 3 議案第 68 号自己住宅の許可申請について賛成をされる方には、挙手をお願いします。
全員	賛成

議長	議案は以上でございます。その他に移りたいと思います。 (1) 調査案件地区割振図(案)について、事務局から説明をお願いします。
事務局	先月の総会にて、各委員さんに調査案件地区割振図(案)を見ていただきました。1ヶ月経ちましたので、各委員さんから何か決まった方向がありましたら、集約させていただき、また、委員さんへお戻しさせていただければと思います。
議長	私から。前回、皆さんとちょっと残って話をしたんですが、地図が細かくて分かんないねということで終わり。吉浜のほうね。吉浜と鍛冶屋。川堀はいいかな。鍛冶屋との境をどうしようかとちょっと相談が出来ていないんですが、だいたい考えた。後で、皆さんの前で話してもしょうがないので、地図を見て線を入れていいですかね。 他のところは皆さんよろしいですか。この間の事務局の方で提案があったと通りで、大体よろしいですか。吉浜と鍛冶屋の境だけ、細かい、もうちょっと大きな地図で、確認をさせて。 今日いらっしゃらない委員のところはちょっとわからないんですけども、いないところがある。
事務局	継続で、ご審議いただきたい。
議長	いるところの地区だけでも大体まとめて。どうしようかな、今日4人いないのか。門川の方ってどうなっているのかな。そこのところ私はどうなっているか見ていないな。3番委員の担当だね。あまり農地がない。非農地証明とか出てくるもんね。可能性あるもんね。
事務局	議長がおしゃるのは、宮上、宮下、土肥、門川、城堀の宮下方面側はOKで。
議長	残っているのは。
事務局	鍛冶屋と城堀の間はOKでよろしいですか。
8番委員	鍛冶屋と城堀、そうですね。
4番委員	でも、この間言った。尾根でやろうと。
8番委員	言ってしまったから、あの地図どおりで。
4番委員	尾根でやろうと。
6番委員	4番委員が東の端
4番委員	城堀側ね。

6 番委員	■■■■■さんの畑が。
4 番委員	鍛冶屋の端ね。
事務局	そうすると、鍛冶屋と吉浜の間は。
8 番委員	吉浜の黄金松農道。その上が。字幕山が吉浜住所なんですけど、その部分を鍛冶屋のほうで。
議長	ゆうゆうの里のちょっと下。
8 番委員	ゆうゆうの里をずっと上に上がっていったところが細かすぎて分からないと話をしていたので、その部分を今後どうするか。
事務局	その上の方と、役場の中央とかの区切りは案のとおりでよろしいですか。
議長	いいと思う。中央は大体吉浜地区だったから。中央の下のほうはね。
事務局長	今、多分、図面がないんでお話を難しいと思いますので、ちょっと1回見てもらって、やってもらったらいいかと思います。次回でいいと思います。今後、大事なこととなっていきますので、慎重にやったほうがいいと思いますので、多分、資料がなにもない中で話すのは難しいと思いますので、皆さんまた話し合いした後で、まとめていかなければならないと思います。そんな感じでお願いします。
議長	分かりました。まだはっきりしないところは次回までにね。もう少し皆さん、地元の自分の担当どの辺までかなって、よく考えておいてもらって、それで次回あたりに決めるようにしたいと思いますのでよろしく願いをしたいと思います。
事務局長	その間にですね。ここの部分がやっぱ図面上ちっちゃいから分かりづらいとか、そういうのがありましたら、事務局の方に来ていただいて、多少なりとも拡大できるようなものもございますので、それらを配布も可能だと思いますので、その時点で言ってください。
議長	分かりました。 分からない方は役場へ問合せ等してください。この件について、よろしいですね。割振は。 次、(2) 農地パトロールの実施について、お願いします。

事務局	(2) 農地パトロール（利用状況調査）の実施について、先月お渡ししました資料等につきましては重ねてお願いするところでございますけれども、9月10日、火曜日締切にさせていただきます。よろしくお願いいたします。既に出されている委員さんもありますけれども、まだ暑いですので気を付けて確認をお願いします。
議長	この件についてはよろしいですね。 9月10日ということでございますので、よろしくご協力お願いしたいと思います。 続いて(3)神奈川県農業委員会活動推進大会について説明をお願いします。
事務局	お手元のA4、見出しが令和6年度神奈川県農業委員会活動推進大会の開催等についてです。今日、届いたばかりなんですけれども、記載のとおりなんですけれども、11月6日、水曜日でございます。この日は予定を空けておいてください。場所につきましては、横浜市民文化会館関内ホールです。また、会長につきましては色々と役目がございますので、当日、別の便で現場に対応になりますので、よろしくお願いいたします。事務局のほうも、皆さんと伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。今のところ、紙のみしか来ておりませんけれども、日付、場所、時間をお知らせいたします。
議長	日が決まり、11月6日午後ということで、今回は。前は海老名でしたか。場所が少し違うところも、同じ場所ばかりになるため。今回、横浜ということでございますのでご了解いただきたい。 ちなみに、今年度これでここでしょう。来年度もね。今年の様子を見て、次にどこにしようかなってやっていると、申込がこの大きい会場だと、1年以上前に予約しないといけないということで、終わってからだと間に合わないということで、この間、農業会議の理事会で来年度もとりにあえず同じ場所にすると、今年横浜、来年も横浜、それまで決まっています。再来年は分かりませんが、そんな予定ということでございます。 車はどうやっていくのか、駐車場も何か近隣のね。なんか大きい車が停めるところを、農業会議でこういうところがありますぐらいの情報はあるので、申込は自分でやってくださいみたいなこと言ってましたが、足はどうやって行くのか。
事務局	こちら早々と日程が決まってすぐに、町中型バスの予約を取る予定でございましたけれども、先人がおりました。取れなかったです。10人乗り等の別便で考えております。
議長	10人乗り等の別の車ね。10人か。
事務局	1台になるかですけれども。

議長	分かりました。ぜひ推進委員の方もご出席をお願いしたい。農業委員ばかりではなく、推進委員一緒に行くことでできるだけ参加いただければと思います。よろしく願いをしたいと思います。 これについてよろしいですか。是非、ご出席をお願いしたいと思います。以上で、事務局から出されたのは以上でよろしいですか。
事務局	お手許に、大根の種をお配りしました。先日のアンケートの結果でございますので、生育のほうをお願いしたいとともに、農林水産まつりの開催日が来年1月の25日、土曜日になりましたことをお知らせします。
議長	今年は出荷をお願いしたいということでございます。よろしく願いしたい。
事務局	農林水産まつりで、大根を35本以上の出品をお願いします。続きまして、お手許の農業研修開始届なんですけど、 様から開始届が出されております。こちら記載のとおりで、宮下、 さんが認定農業者となっておりますので、こちらのもと、農業従事をしたい。こちらの農園で果樹をしたい。今後、湯河原町農業委員会新規農業者資格認定を受けるため申請が出てくる予定になります。
議長	これで さんの新規に農業を始めたいということで、 さんとこに研修にしたいですよってということで、これは委員の話で持っていただくのはいいんですけど、この町のその認定要綱だとかこういった研修を1年以上受けた者、農業委員の推薦も必要だったのかな。確かね。推薦が必要だったと思ったけれども、仕組みを。
事務局	湯河原町農業委員会新規農業者資格認定要綱が定められておりまして、先ほど議長がおっしゃる通り、新規農業者認定推薦書なるものが添付されるようになります。こちらにつきましては推薦者として、農業委員さんから推薦書を出していただくことになっておりますけれども、実際、耕作しているところですね。 いろんな形でご助言ができるような形になると思いますので、委員さんの説明資料があります。
事務局長	以前ですね。鍛冶屋のほうで、8番委員、 委員ですね。今辞められましたけど、 さんの案件の時には、1カ月、2カ月回っていただきました。その地域の委員に是非お願いしたいと思います。 また、今回、 さんの農園でありますので、宮下の委員さんしかいないかなと思いますので、そちらをお願いしたい。いかかでしょうか。
議長	6番委員ということは、果樹で、みかんが中心かな。

事務局長	研修は果樹なんですけど、今後は1年間研修した後、農家として成り立ったら、野菜をやっていききたいというふうな話も聞いております。ご自分でやっぱり農地を持ちたいというふうに思ってるそうです。
議長	メインは果樹と野菜なんかできればやりたいと。
事務局長	そうですね。
議長	■さんは果樹ばかりですか。
事務局長	そうですね。
議長	1年間ね。これで研修を受けて、1年以上だから。
事務局長	日数っていうのもありまして、1年間、年間150日以上というのが農業経験の形になりますので、例えば、1年って、1年間の間に畑でやってるのは150日ぐらいだろうというふうに思います。それを行った実績実数が150日以上と。
6番委員	毎日、見ているから平気だよ。6ヶ月あれば平気ってことか。150日だ。
事務局長	定期的に見たり、一緒に事務局が行ったりしますので、よろしくお願いします。
議長	そういうことで1年後ぐらいにね。この方が1年間研修終わって、営農計画書を立てられて、農業委員さん、6番委員からもこの人大丈夫ですよっていう推薦をね、いただければ、農家になれるということです。色々ご指導をですね、お願いをしたいと思います。6番委員、よろしいですか。
6番委員	はい。
議長	そういうことで、よろしくお願いしますと思います。
事務局長	今のお話ですが、来年、皆さまは改選がございます。その時に、6番委員が改選されて、また違う方だった場合は、宮下の委員さんという形でお願いますので、その方に引き継いでいただくという形になっております。併せまして、同じ関係なんですけど、近々、農協の方に推薦状をお願いする予定になっておりますので、何かありましたらよろしくお願いしますと思います。
議長	ということで、改選があるかどうか、6番委員がね。続ければ当然というか、引き続きこの方の■さんのご指導をお願いしたいと思います。もし代わってしまったら、後任の方がなると思っています。また、これから改選に向けての色々手続きもありますのでご承知おきくださいということでございました。

事務局	先月お答えができませんでした熱海市との情報交換会ですけれども、事務局から先日伺いまして、日程のほうですけれども、10月25日、金曜日、時間及び場所等については未定です。
議長	10月25日金曜日夜方、熱海市と。 熱海分に関係する土肥、門川、宮下、宮上の委員、職務代理です。 情報交換をするということでございますので、日程をお願いしたい。
事務局長	次は熱海に行く予定です。
議長	交互ですので。他に何かありますか。
6番委員	総会が3時半頃終わって、5時集合とかだと。
事務局	案件を見まして、時間の調整をいたします。
6番委員	時間の無駄のないようにお願いします。
議長	よろしいですか。もう一点。今度、地域計画、農業委員の方は、目標地図の素案を作る。あれは、もう色々進んでいるところがあるようですけれども、うちの町はだいぶ元々のスケジュールからすると、遅れてるっていうか、何も話がないんですけどどういうふうになっていますか。
事務局	大変遅れて申し訳ございません。次回の総会でご協議させていただく資料はございますので、ご審議の程、よろしくお願いします。 今、現在、湯河原町の中で農用地・農振地域を考えておる中で、選考して、地域計画のもとになる人・農地プランを2年前、作成しておるんですけれども、まず、ここがベースにさせていただきます。その中で、湯河原を二つに分ける形の大きなくくりで考えております。その中で農用地、農用地以外を外して、農用地だけをどんな形であるかその中で今回、地域計画の地図に作成できるような下地を今作っているところです。 また、皆様ところに、大きな地図をご用意しまして、そこにですね、重ねるような形で上に重ねるような形で、こんな形で農地があるっていう、そこをどのような形で湯河原町の目標地図として作り上げたい。人によりましては農地を一団の塊のような形でお持ちの方もいらっしゃるし、飛び地みたいな形で離れたところがあります。こちらは地図が出来上がった上で皆さんに見ていただきたいです。何もないところで説明しても仕方なく、申し訳ないんですけど、見えるような形ができましたら、テーブルの上に広げながら見ていただきたいです。

議長	人・農地プランの実質化したところであって、そのところは結構町全体が引っかかったのかな。今回、その中の農用地ということですね。わかりました。悪いという意味じゃなくて、いや、その方がいいなと私は思ってるんですけど、元々ね。ただ、法的には全ての農地からが対象になっていて、農用地以外のところをね。農振にも入ってないようなところも、その地図ね。計画を作る必要があるとは、そう思えないけれども、法律上はそうじゃなくて、その辺がうちの町はこういったエリアで作りますよっていうね。それで問題ないんだという整理をしておいてほしいんですよ。
事務局	議長がお話されたとおり、まず1段目としましては地図の作成があり、こちらの地図が今後、触れない確定のものではございません。逐次、変更等がありましたら、その地図を触ることはあり得ますので、1回作ったから終わりということではありません。
事務局長	ここの根拠に基づいたものでね。内訳を喋れるような形にしておきます。今現在、白地は抜いてもいいという話もありますので、白地についてはやっぱり移動があると思いますので、青いところでやっ払いこうと思います。
議長	あと、地図見せる前にね。だから、例えば、話し合いはこういうふうにやっていきたいとかね。 あるいはそれに代わる方法もあるかもしれないし、どういう形でこれを何て言うのかな、住民、農家か。どういうふうに伝えてどういうふうに、例えば話し合いをするのかね、説明会やるのかね。いろんな方法あると思うんですけども、いつ頃どういうやり方で、この地図を作っていくのかっていう段取りというか、そこをね、示してほしいんですよ。その地図こうなりましたじゃなくて、どういう形でどういうプロセスでこういう地図を作っていくのかっていうのを、スケジュールも合わせてやってかないとなかなか我々責任取りきれない。ここで地図もいいですかって言われたって、責任取りきれないし、大体地域のね。農家の人と話し合いをして、状況認識してもらって、これから10年後どうしようかっていう話をして目標地図を作っていくましようということなので、そのプロジェクトをどうやっていくかっていうのを事務局の考えを出してほしいんですよ。それはいろんなやり方があるから、段々、秋になってくると農家の人も忙しくなってきたりして、なかなか、仮に、人を集めるとすれば、またこの時期忙しくて出られないとかね。色んなことを言われると困るんで、その辺のプロセスもどうしていくのかっていうのを次回に出してほしいんですよ。地図でいきなりこうですよじゃなくて、どういうふうにこれを作っていくのかっていうのを最後の地域計画の地図とともに、計画書みたいなものをね。役場の方は年度内に作らなければならないはずですが、どういうふうに作っていくのか、スケジュール等も含めて、案でかまわない、結構ですので出していただけると、よろしく願いいたします。 他に何か皆様の方から何かありますか。よろしいですか。無ければ、以上で第27回の総会を終了させていただきます。ご苦労さまでした。

	湯河原町農業委員会
	議長（会長） 露木 謙一
	議事録署名人
	1 番 力石 誠造
	4 番 御嶽 勝義